

「動物の愛護及び管理に関する法律」の 主な改正内容について



● 動物の所有者または占有者の責務の明確化

家庭などで飼われている家庭動物については、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を守って飼ってください。

● 特定動物に関する規制の強化

特定動物は許可を受ければ飼養できましたが、愛玩目的（ペットとして）の飼養が禁止となります。また、特定動物が交雑することにより生じた動物も特定動物と定義され、同様の扱いとなります。

現在、特定動物の交雑種を飼養している人は、市動物愛護センターに申請し5月31日(日)までに許可を受けてください。

● 所有者不明の犬猫の引取り

「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずる恐れがないと認められるなどの場合」に、自治体は拾得者などから求められた所有者不明の犬猫の引き取りを拒否できると新たに規定されました。

市に、所有者不明の猫の引き取りを依頼する場合、まずは市動物愛護センターに電話相談をお願いします。

● 適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化

犬または猫の所有者は、動物がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となる恐れがある場合は、繁殖防止のために生殖を不能にする手術などの措置を講じることになりました。

● 罰則の強化

	旧	新
愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者	2年以下の懲役または200万円以下の罰金	5年以下の懲役または500万円以下の罰金
愛護動物をみだりに虐待した者 愛護動物を遺棄した者	100万円以下の罰金	1年以下の懲役または100万円以下の罰金

犬・猫の譲渡について

犬・猫の譲渡には、まず面談審査と事前講習を受ける必要があります。おおい動物愛護センターホームページの専用フォームで申し込んでいただくか、電話でお問い合わせください。

- 月日：犬… 5月24日(日)、6月14日(日)・28日(日)、7月12日(日)・26日(日)
8月9日(日)・23日(日)、9月13日(日)・27日(日)
猫… 5月17日(日)、6月7日(日)・21日(日)、7月5日(日)・19日(日)
8月2日(日)・16日(日)、9月6日(日)・20日(日)
※10月以降はお問い合わせください。
- 時間：午後1時30分～3時(午後1時受付開始)
- 場所：おおい動物愛護センター(大字廻栖野)



犬・猫を飼えなくなった場合

1. まずは新しい飼い主になってくれる人を探したり、専門家に相談するなど、飼い主としての務めを行ってください。
2. どうしても新しい飼い主が見つからなかった場合は、「動物の愛護及び管理に関する法律」第35条の規定による「終生飼養」の原則に反しない範囲で引き取りを行います。必ず事前にお問い合わせください。

人と動物が共生する 社会づくりを目指して

「動物の愛護及び管理に関する法律」は、動物の愛護と動物の適正な管理という2つの目的を持つ法律です。今回、この法が改正され、6月1日から施行されることとなりますので、その概要などを紹介します。

市動物愛護センター ☎5888・2200

市民図書館からのお知らせ

環境絵本の読み聞かせ

6月の環境月間期間中、市民図書館読み聞かせボランティアが環境に関する絵本や紙芝居などを上演します。

月日：6月6日(土)・7日(日)・13日(土)・14日(日)・20日(土)・21日(日)・27日(土)・28日(日)

時間・場所：①午前11時～
コンパルホール分館
②午後2時～
市民図書館



市民図書館 ☎576-8241

このコーナーでは、市民図書館が所蔵している新刊を紹介します。



しらゆきちりかちっちゃん
薫くみこ:作 大島妙子:絵 PHP研究所

主人公のちりかは、後ろの席の男の子がライオンに見えて仕方ありません。ところが、鉄棒を教えたあげたことをきっかけに、あんなに怖かったライオンの顔から普通の男の子の顔に変わっていきます。小学校低学年の二人のやり取りがとてもほほ笑ましく、心温まるお話です。

マヌケのすすめ

萩本欽一:著 ダイヤモンド社

「マヌケ」という言葉がやたらと出てくる本ですが、読み進めるととても優しい響きに聞こえます。日本を代表するコメディアンである著者の人生が「マヌケ」をキーワードに語られていて、とても温かい気持ちにさせてくれます。



人権・同和教育シリーズ 498

人の生き方を考える

想像すること



「『その他』って何？」そう言っ息子ユウ(仮名)が、紙を渡してきました。どうやら雑誌の読者アンケートのようで、見てみると性別欄に「男・女・その他」とありました。自分は男を選んだけれど、「その他」が気になって聞いたというのです。性の在り方は多様だということを知っていましたが、何と説明すればよいかと困っていました。すると夫が「自分は男でも女でもなあって思う人がいたら、どうすればいいの？」と言ったのです。「えっ。そんな人がいるの？」と不思議がるユウに、夫は体の性や心の性、そして好きになる性、表現の性など、性の在り方は多様で、男と女の二つだけでないことを説明したのです。ユウは、その度にうなずいたり首をひねったり。そして、最後に「いろいろな人がいるんだね。『その他』がある意味が少し分かったかも。でも、このアンケートで性別を聞く必要があるのかな？」と言いながら、部

屋から出ていきました。わたしは、夫がなぜ詳しく知っているのかを尋ねると、「実は会社で、何度か研修を受けたんだ。たくさん、いろいろなことが気になってきたんだ。例えば、昔の男女別出席簿とか、自分が持っている男像をユウに押し付けていないかとか、性の在り方について無意識のうち誰かを傷つけていないかとか」と話したのです。うなずきながら聞くわたしの夫はさらに「性別欄の『その他』が気になったユウをうれしく思うよ。わたしの話を聞いてさらに何かを感じたみたいだね。ユウのように他の人の立場で想像する人が増えて、そもそも性別によって分ける必要があるのかを、いろいろな場面で考えていくことが大切だと思うんだ」と続けました。

わたしは、性別欄が男女の2つだったら、迷ったり嫌な思いをしたりする人がいるかもしれないなんて考えもしませんでした。想像力を高めていくためにもこれから学んでいきたいと思いました。

学ぶこと、自分の中の「当たり前」を見つめ直すことが、誰もが自分らしく生きられる社会へとつながるのです。